

千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業は、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施することで、親から子への貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

3 実施主体

- (1) 実施主体は、千葉市（以下「発注者」という。）とする。
- (2) 発注者は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他千葉市が適当と認める団体に業務を委託して実施するものとする。本事業の受注者（以下「受注者」という。）は、委託契約内容に基づき事業を実施するものとする。

4 対象者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学習支援及び生活支援の対象者は、千葉市内に居住し、以下の要件のいずれかを満たす、中学2年生及び3年生の子ども並びにその保護者とする。（以下、下記アに該当する者を「生活保護対象者」と、イからエまでのいずれかに該当する者を「生活困窮対象者」という。）
 - ア 生活保護を受給している世帯であること。
 - イ 就学援助を受給している世帯であること。
 - ウ 児童扶養手当を受給している世帯であること。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、千葉市が本事業での支援を必要と判断した世帯であること。
- (2) 生活保護受給世帯への事業参加促進の対象者は、千葉市内に居住する生活保護受給世帯の中学1年生及びその保護者を対象とする。

5 実施場所

本事業の実施場所（以下「会場」という。）は、各区保健福祉センター社会福祉協議会事務所会議室等の公共施設とする。ただし、適切かつ効果的な支援のために受注者が別に会場を確保するとき又は対象者の自宅等にて本事業を行うときは、発注者と協議の上で、当該会場を利用することを妨げない。

6 期間

本事業は、発注者が指定する日から当該年度の3月31日まで実施する。

7 業務内容

本事業の業務は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉局保護課（以下「保護課」という。）の業務

- ア 本事業の実施に係る全体調整
- イ 各区保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては社会援護第一課及び社会援護第二課。以下「社会援護課」という。）との調整
- ウ 本事業の実施に係る関係機関との協議及び調整
- エ 会場の確保に係る千葉市社会福祉協議会等との協議及び調整
- オ 申込書のとりまとめ（生活保護受給世帯の中学校1年生及びその保護者に限る）

(2) 社会援護課の業務

- ア 生活保護対象者に対する本事業の周知及び利用勧奨
- イ 生活保護受給世帯の中学校1年生及びその保護者からの申込書の受付及び同書の保護課への送付
- ウ 受注者との連携

(3) 受注者の業務

- ア 本事業の実施及び運営に係る全体業務
- イ 各会場に必要な講師の確保及び研修
- ウ 本事業に係る保護課との協議及び調整
- エ 周知チラシの作成及び周知活動
- オ 参加者の決定
- カ 本事業の実施に係る報告

8 支援内容

(1) 学習支援及び生活支援

ア 学習支援

受注者は、参加者に対し、高等学校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施する。

イ 生活支援

受注者は、参加者の自尊感情や自己肯定感の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上等を図るため、次に掲げる支援を実施する。

(ア) イベント等を通じた相互の交流・コミュニケーションを図る取組

受注者は、特別講師による講演、クリスマス会等の季節の行事、体験教室、企業と連携した職場体験やキャリア教育等のイベント等を実施する。

なお、イベント等の開催は、学習支援の開催日に替えて実施することができる。会場は、5の規定にかかわらず、受注者において確保することとするが、市の公共施設を利用する場合は、発注者は会場の確保に可能な範囲で協力するものとする。

(イ) 生活習慣の定着サポート

家庭訪問や個別面談等（以下「家庭訪問等」という。）の実施により、生活習慣や育成環境の改善等を図る取組を実施する。

(ウ) 保護者への支援

受注者は、家庭訪問等やイベント、相談会の実施等により、保護者の養育支援や生活環境の向上を図る取組を実施する。

ウ 事業参加手続き

(ア) 募集期間

- a 4月初旬から5月中旬までの間のうち受注者と発注者が協議の上定める期間を一次募集期間とし、申込受付を行う。
- b 一次募集期間の後も随時参加申込を受け付け、先着順に申込決定を行う。
- c 定員を超過している場合は、待機者として受け付け、欠員補充の際に対応できるようにする。

(イ) 参加申込

本事業を利用しようとする生活保護対象者及び生活困窮対象者は、受注者に学習・生活支援事業利用申込書（様式第1号）の提出その他の方法により本事業の利用を申し込むものとする。

(ウ) 参加決定

a 受注者は、一次募集期間終了時点の申込状況を名簿にとりまとめ、保護課に提出する。一次募集期間終了後は、申込があり次第、随時申込状況を保護課に提出する。

b 保護課は、申込者の要件等を確認し、確認の結果を受注者に報告する。

なお、参加申込時において4（1）アからウまでの制度を申請中であり、当該制度の決定がなされていない者は、当該制度の決定がなされるまでの期間において、要件を満たした者とみなすものとする。

c 受注者は、保護課からの報告を基に、実施会場ごとに参加者を決定する。一次募集において定員を超過したときは、抽選で参加者を決定する。

なお、bにおいて参加要件を満たした者とみなされた者について、参加を決定した後に対象者ではないことが判明したときは、発注者と協議の上、対応する。

d 受注者は、参加決定状況を保護課に報告するとともに、生活保護対象者に関する参加決定結果を社会援護課に報告する。

e 受注者は、申込者に対して、参加の可否の通知を行うとともに、参加決定者との事前面談の調整を行う。

f 参加決定者は、受注者と事前面談を行い、事前面談を終えた者から本事業に参加する。

(エ) 待機者への対応

a 一次募集において定員を超過し、抽選の結果、参加決定に至らなかったときは、抽選を行い、欠員が出た場合の補充の順番を定める。

b 一次募集期間終了後に定員を超過したときの補充の順番は、申込順とする。

(2) 生活保護受給世帯への事業参加促進

ア 受注者は、生活保護を受給する世帯に属する中学1年生の子ども及びその保護者に対し、次年度以降の本事業への参加促進のため、次に掲げる業務を実施する。

(ア) イベント等を通じた、学習意欲の向上のための取組み

受注者は、講演会、説明会、キャリア教育等のイベント等による学習意欲向上の取組みを実施する。会場は受注者において確保することとするが、市の公共施設を利用する場合は、発注者は場所の確保に可

能な範囲で協力するものとする。

(イ) 家庭訪問等

受注者は、対象世帯のうち、発注者が必要と認めた者に対し、電話等による面談勧奨及び家庭訪問等を実施し、世帯としての学習意欲の向上のための取組みを実施する。

イ 事業参加手続き

(ア) 募集期間

受注者は、発注者と協議の上、募集期間を定める。

(イ) 利用申込

本事業を利用しようとする者は、社会援護課又は受注者に学習・生活支援事業利用申込書(様式第1号)の提出その他の方法により本事業の利用を申し込むものとする。

(ウ) 利用決定

a 社会援護課又は受注者は、申込状況を名簿にとりまとめ、保護課に提出する。また、追加の申込があり次第、随時申込状況を保護課に提出する。

b 保護課は、申込者の要件等を確認し、確認の結果を受注者に報告する。

9 業務実施に関する各種報告

ア 受注者は、次に掲げる支援状況等について報告書を作成し、当月分の報告書を翌月10日までに保護課へ提出する。

なお、生活保護対象者に関する(エ)及び(オ)は社会援護課へも提出するものとする。

(ア) 学習支援の開催状況

(イ) 生活支援の実施状況

(ウ) 参加申込及び登録状況

(エ) 参加者の出席状況

(オ) 参加者個別の支援実施状況

(カ) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの

イ 支援において報告すべき事象が生じた場合は、適宜保護課、社会援護課又は自立相談支援機関に状況を報告し、必要に応じて連携を行う。

10 業務終了後の報告

受注者は、業務完了後速やかに、次に掲げる内容を保護課に報告する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 委託期間中の業務実施に要した、収支決算報告書等の経費内訳書
- (3) 本事業の効果検証結果（成績、進学状況、生活環境の改善等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの

11 個人情報保護

受注者は、本事業の参加者及びその保護者の個人情報を関係機関と共有することについて、申込時にあらかじめ同意を得るものとする。

また、受注者は、本事業の実施にあたって知り得た参加者及びその保護者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに、他に漏らしてはならない。これについては、本事業終了後も同様とする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は保護課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 千葉県生活保護世帯等学習支援事業実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。